

家庭用品品質表示法施行規則案 新旧対照表

家庭用品品質表示法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第百六号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正施行規則（内閣府令）</p>	<p>新規経済産業省令第案</p>	<p>新共管府省令第案</p>	<p>現行（経済産業省令第案）</p>
<p>家庭用品品質表示法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第百六号）</p>	<p>家庭用品品質表示法の規定に基づく権限の委任に関する省令（平成二十一年経済産業省令第号）</p>	<p>家庭用品品質表示法の規定に基づく申出の手続等を定める命令（平成二十一年内閣府令・経済産業省令第号）</p>	<p>家庭用品品質表示法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第百六号）</p>
<p>（削る）</p>		<p>（内閣総理大臣又は経済産業大臣に対する申出の手続）</p> <p>第一条 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号。以下「法」という。）第十条第一項の規定により内閣総理大臣又は経済産業大臣に対して申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。</p> <p>一 申出人の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 申出に係る家庭用品の品目</p> <p>三 申出の趣旨</p> <p>四 その他参考となる事項</p> <p>（身分を示す証明書）</p> <p>第一条 法第十九条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、様</p>	<p>（経済産業大臣に対する申出の手続）</p> <p>第一条 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号。以下「法」という。）第十条第一項の規定により経済産業大臣に対して申出をしようとする者は、次の事項を記載した申出書を提出しなければならない。</p> <p>一 申出人の氏名または名称および住所</p> <p>二 申出に係る家庭用品の品目</p> <p>三 申出の趣旨</p> <p>四 その他参考となる事項</p> <p>（身分を示す証明書）</p> <p>第一条 法第十九条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第</p>
<p>（削る）</p>			

<p>(消費者庁長官との協議)</p> <p>第一条 都道府県知事は、家庭用品品質表示法施行令(昭和三十七年政令第二百九十号。以下「令」という。)(第四条第三項の規定により消費者庁長官に協議しようとするときは、次に掲げる事項を記載した協議書を消費者庁長官に送付しなければならない。</p> <p>一 公表に係る販売業者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地</p> <p>二 公表の内容</p> <p>三 公表予定年月日</p> <p>四 公表が必要な理由及び経緯</p> <p>五 その他参考となる事項</p> <p>(消費者庁長官)に対する都道府県知事の報告)</p> <p>第一条 都道府県知事は、家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第</p>		<p>式第一によるものとする。</p> <p>2 法第二十条第五項に規定する独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員の身分を示す証明書は、様式第一によるものとする。</p>	<p>一によるものとする。</p> <p>2 法第十九条第六項に規定する独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員の身分を示す証明書は、様式第一によるものとする。</p> <p>(経済産業大臣との協議)</p> <p>第三条 都道府県知事は、家庭用品品質表示法施行令(昭和三十七年政令第二百九十号。以下「令」という。)(第二条第三項の規定により経済産業大臣に協議しようとするときは、次に掲げる事項を記載した協議書を経済産業大臣に送付しなければならない。</p> <p>一 公表に係る販売業者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地</p> <p>二 公表の内容</p> <p>三 公表予定年月日</p> <p>四 公表が必要な理由及び経緯</p> <p>五 その他参考となる事項</p> <p>(経済産業大臣)に対する都道府県知事の報告)</p> <p>第四条 都道府県知事は、法第四条第一項の規定に基づき指示をしたとき</p>
---	--	---	---

<p>百四号。以下「法」という。） 第四条第一項の規定に基づく指示をしたときは、<u>令</u>第四条第四項の規定により、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を消費者庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 指示をした販売業者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地</p> <p>二 指示の内容</p> <p>三 指示をした年月日</p> <p>四 指示をするに至った理由及び経緯</p> <p>五 その他参考となる事項</p> <p>第三条 都道府県知事は、<u>法</u>第十九条第二項の規定に基づく報告の徴収を行ったときは、<u>令</u>第四条第四項の規定により、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を消費者庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 報告の徴収を行った販売業者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地</p> <p>二 報告の内容</p>			<p>は、<u>令</u>第三条第四項の規定により、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 指示をした販売業者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地</p> <p>二 指示の内容</p> <p>三 指示をした年月日</p> <p>四 指示をするに至った理由及び経緯</p> <p>五 その他参考となる事項</p> <p>第五条 都道府県知事は、<u>法</u>第十九条第一項の規定に基づく報告の徴収を行ったときは、<u>令</u>第三条第四項の規定により、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 報告の徴収を行った販売業者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地</p> <p>二 報告の内容</p>
---	--	--	---

<p>三 報告の徴収を行った年月日</p> <p>四 報告の徴収を行うに至った理由及び経緯</p> <p>五 その他参考となる事項</p> <p>第四条 都道府県知事は、その職員に、<u>法第十九条第二項の規定に基づき立入検査をさせた場合は、令第四条第四項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日まで</u>に、<u>様式第一</u>による報告書を消費者庁長官に提出しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、その職員に、<u>法第十九条第二項の規定に基づき立入検査をさせた場合であつて、法令に違反する事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、遅滞なく、様式第二</u>による報告書を消費者庁長官に提出しなければならない。</p>	<p>1 <u>家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号。以下「法」と</u></p>		<p>三 報告の徴収を行った年月日</p> <p>四 報告の徴収を行うに至った理由及び経緯</p> <p>五 その他参考となる事項</p> <p>第六条 都道府県知事は、その職員に、<u>法第十九条第一項の規定に基づき立入検査をさせた場合は、令第三条第四項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日まで</u>に、<u>様式第二</u>による報告書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、その職員に、<u>法第十九条第一項の規定に基づき立入検査をさせた場合であつて、法令に違反する事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、遅滞なく、様式第三</u>による報告書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>(新設)</p>
---	--	--	---

いう。(第四条第一項の規定に基づく指示、同条第二項の規定に基づく通知、法第十条第一項の規定に基づく申出の受理、同条第二項の規定に基づく調査、法第十九条第一項の規定に基づく報告の徴収及び同条第五項に基づく通知(同条第一項の規定に基づく報告の徴収に係るものに限る。))に関する経済産業大臣の権限であつて、製造業者、販売業者(卸売業者に限る。)(又は表示業者)その主たる事務所並びに工場、事業場及び店舗が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるものに関するものは、当該経済産業局長が行つものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行つことを妨げない。

2| 法第十九条第一項の規定に基づく立入検査及び同条第五項の規定に基づく通知(同条第一項の規定に基づく立入検査に係るものに限る。))に関する経済産業大臣の権限は、同条第一項の工場、事業場、店舗、営業所、事務所又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行つものとする。ただし、経済

<p>(削る)</p> <p>様式第一</p> <p>(略)</p> <p>様式第一</p> <p>(略)</p>	<p>産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p>	<p>(条例等に係る適用除外)</p> <p>第三条 第二条(都道府県知事の事務に係る部分に限る。)の規定は、都道府県の条例、規則その他の定め に別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。</p> <p>様式第一</p> <p>(略)</p> <p>様式第一</p> <p>(略)</p>	<p>(条例等に係る適用除外)</p> <p>第七条 第二条(都道府県知事の事務に係る部分に限る。)の規定は、都道府県の条例、規則その他の定め に別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。</p> <p>様式第一</p> <p>(略)</p> <p>様式第一の二</p> <p>(略)</p> <p>様式第二</p> <p>(略)</p> <p>様式第三</p> <p>(略)</p>
---	-------------------------------	---	---